

東北厚生局地域包括ケア推進意見交換会設置運営要領

(名称)

第1条 この要領は、東北厚生局において開催される地域包括ケア推進意見交換会(以下「意見交換会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 意見交換会は、東北厚生局管轄区域内の県及び市町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、もって持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 意見交換会の構成員は、県の地域包括ケア担当課長、東北厚生局の健康福祉部長、担当課長(健康福祉課長、地域包括ケア推進課長及び医事課長)及び座長が認めた者とする。

2 構成員は、やむを得ない事情により意見交換会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(座長)

第4条 意見交換会に座長を置く。

2 座長は、東北厚生局健康福祉部長が務める。

(会議の公開等)

第5条 会議資料及び議事概要については、東北厚生局のホームページに公開する。ただし、会議において特に必要があると認めたときは、非公開とすることができる。

(会議開催)

第6条 意見交換会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、意見交換会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 意見交換会の庶務は、東北厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。